

国土交通省 2027 年国際園芸博覧会推進本部設置要綱

(令和 5 年 5 月 31 日)

1. 2027 年に神奈川県横浜市の旧上瀬谷通信施設の一部で開催される国際園芸博覧会に向けて、省内の横断的な連携推進体制を構築し、効率的かつ円滑に準備を進めるため、国土交通省 2027 年国際園芸博覧会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
2. 推進本部の構成員は、別表 1 に掲げる者とする。ただし、本部長は必要があると認められた時は、構成員を追加することができる。
3. 推進本部の庶務は、都市局参事官（国際園芸博覧会担当）付において処理する。
4. 推進本部のもとに、各局等課長クラスを構成員とする幹事会を設置する。
5. 前各項に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附則

1. この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

別表 1

国土交通省 2027 年国際園芸博覧会推進本部構成員

本部長	国土交通大臣	
副本部長	国土交通副大臣 国土交通副大臣	
本部員	国土交通大臣政務官 国土交通大臣政務官 国土交通大臣政務官 国土交通事務次官 技監 国土交通審議官 国土交通審議官 国土交通審議官 官房長 総括審議官 総括審議官 技術総括審議官 公共交通・物流政策審議官 危機管理・運輸安全政策審議官 海外プロジェクト審議官 政策統括官（税制担当） 国際統括官	総合政策局長 国土政策局長 不動産・建設経済局長 都市局長 水管理・国土保全局長 道路局長 住宅局長 鉄道局長 自動車局長 海事局長 港湾局長 航空局長 北海道局長 観光庁長官 気象庁長官 海上保安庁長官 官庁営繕部長 技術審議官 関東地方整備局長 関東運輸局長 東京航空局長